

見積結果(建設工事)

※ 予定価格は公表していません。

見積期限	工事名	決定業者	決定金額(税込)	備考
令和6年4月11日	普通河川治水事業 滝本川崩土撤去工事	(株)亮	3,281,520	特名随意契約

※上記は全て、契約日時点での内容です。変更契約等による変更は反映していません。
※単価契約は、消費税及び地方消費税を除く金額を記載しております。

特名随意契約の理由書

- 1 案件番号 G1-1
- 2 案件名 普通河川治水事業 滝本川崩土撤去工事
- 3 案件場所 宝塚市 大原野 地内
- 4 契約期間 契約締結日 ～
令和 6年（2024年） 7月31日
- 5 契約相手方
住所： 宝塚市口谷西3丁目13-2
社名： 株式会社 亮
- 6 指定理由
(根拠)
地方自治法施行令 第167条の2第1項 5号該当
宝塚市契約規則 第20条第1項 ただし書 該当

(指定理由)
令和5年8月15日の台風7号の大雨の影響を受け、普通河川滝本川へ隣接する農地が大きく崩壊し、その崩土により河川の流水阻害が生じました。当該農地と河川との境界の復元測量の結果、河川内に既設護岸が存在し、その護岸を含めて崩壊していたことから、同年12月19日に河川側の崩壊要因は免れないと判断しました。
その後、崩土の撤去や護岸復旧に向けた測量、設計業務を実施しましたが、二次災害のリスクを回避するために崩土の撤去工事を令和6年5月31日までの渇水期に行う必要がありますが、通常の一般競争入札手続きでは渇水期での撤去工事を完了できないことから、令和6年度上半期に北部地域で道路維持補修（単価契約）工事を契約し、現場状況に精通し、緊急工事を行える上記相手方と随意契約するものです。
7. 問合わせ先
課名：公園河川課 林・坂本 内線：2298